

薩摩川内市広告掲載に関する基本要綱

平成18年3月30日

告示第105号

(趣旨)

第1条 この告示は、市の資産を広告媒体として活用することにより、市の新たな財源を確保し、もって市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、民間企業等の広告を掲載又は掲出（以下「掲載」という。）することに関し必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の対象)

第2条 広告を掲載することができる広告媒体は、次に掲げるものであって、市長が適当と認めるものとする。

- (1) 市の広報紙、封筒、冊子類等の印刷物
- (2) 市のホームページ
- (3) 広告媒体として活用可能な市の資産その他市長がこれに類すると認めるもの

2 前項に掲げるもの以外の市の資産においても、広告媒体として活用可能なものについては、広告の掲載に努めるものとする。

(広告掲載の基準)

第3条 掲載することができる広告は、社会的に信頼度の高い情報で、広告内容及び表現は、信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体に掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 市の公共性、中立性又はその品位を損なうおそれがあるもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの
- (5) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (6) 内容又は責任の所在が不明確なもの
- (7) 虚偽の内容又は事実と異なる内容を含むもの、事実を誤認するおそれがあるものその他消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (8) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、広告媒体に掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの

(広告掲載の優先順位)

第4条 掲載する広告の優先順位は、次の順序とする。

- (1) 国、地方公共団体、公益法人及びこれらに類するもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、企業及び自営業で、市内に事業所等を有するもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、掲載する広告として適当であると市長が認めるもの

(取扱要領等の作成)

第5条 広告の種類、規格その他この告示に定めのないものについては、当該広告媒体ごとに別に取扱要領等を定めるものとする。

(広告掲載料)

第6条 広告掲載料については、広告募集に要する経費、類似広告の市場価格等を勘案し決定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）の提案額をもって広告掲載料を決定できるものとする。

(広告の募集)

第7条 広告の募集は、広報紙、ホームページ等により行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第8条 申込者は、広告掲載申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）に広告案及び市税等の滞納がないことを証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、滞納がないことを証する書類は、市が保有する情報により調査することについて申込者が同意する場合は、省略することができる。

3 第1項の申込書について、広告媒体ごとに定める取扱要領等において別に定めたときは、当該取扱要領等によるものとする。

(広告案の審査)

第9条 市長は、申込書が提出されたときは、別に定める審査会に付議しなければならない。

2 審査会において広告案の修正があった場合は、申込者に修正後の広告案の提出を求めるものとする。

(広告掲載の決定)

第10条 市長は、前条第1項の審査会を経て、速やかに掲載の可否を決定し、広告掲載決定通知書（様式第2号）により申込者に通知しなければならない。

(広告掲載料の納入)

第11条 申込者は、前条の規定による掲載決定後、市長が指定する期日までに、広告掲載料を市の発行する納入通知書により一括して納入するものとする。

(申込者の責任等)

第12条 広告の内容に関する責任は、申込者が負うものとする。

2 申込者は、市税等を完納していなければならない。また、実際に広告を掲載

する者が申込者と異なる場合においても同様とする。

- 3 申込者は、掲載しようとする広告が屋外広告物法（昭和24年法律第189号）に規定する屋外広告物に該当する場合は、鹿児島県屋外広告物条例（昭和39年鹿児島県条例第83号）に規定する許可を受けていなければならない。

（広告掲載の取消し）

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第10条の規定による広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料を納入しなかったとき。
(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に広告掲載に支障があると認めるとき。

（広告掲載料の不還付）

第14条 既納の広告掲載料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載料の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 天災地変その他申込者の責めに帰することができない理由により、広告掲載ができなくなったとき。
(2) 申込者が掲載期間の中途において掲載の取消しを申し出た場合において、市長が相当の理由があると認めるとき。

- (3) 市の都合により広告の掲載ができなくなったとき。

（広告掲載事業の周知）

第15条 市長は、広告掲載事業を広く周知するため、当分の間、広告掲載に当たり広告掲載事業の目的等の説明を当該広告媒体の一部に掲載するものとする。

（広告入り物品の寄附の受入れ）

第16条 市長は、広告を掲載した物品について、寄附の申出があった場合は、当該掲載されている広告が第3条に規定する基準を満たすときに限り、受け入れることができる。

- 2 前項の規定による寄附の受入れは、公募により行うことができる。

（その他）

第17条 この告示に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日告示第149号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日告示第215号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 27 日告示第 201 号）

この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 4 月 1 日告示第 234 号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 28 日告示第 147 号）

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 10 月 1 日告示第 630 号）

この告示は、告示の日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

様式第1号(第8条関係)

年 月 日

薩摩川内市長 様

申込者
住所(所在地)
氏名(名称)
電話番号
担当部署・氏名

広告掲載申込書

薩摩川内市広告掲載に関する基本要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり申し込みます。また、申込みに当たり、本市が市税等の納税状況を確認することについて同意します。

記

広告媒体	
広告掲載希望期間	
広告内容	
広告掲載料	
備考	

様式第2号（第10条関係）

様式第2号(第10条関係)

第 号
年 月 日

様

薩摩川内市長

印

広告掲載決定通知書

年 月 日付けで申込みのありました広告掲載について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

決定区分	<input type="checkbox"/> 掲載する
	<input type="checkbox"/> 掲載しない (理由)
掲載期間	年 月 日から 年 月 日まで
広告掲載料	金 円
納付期限	年 月 日
備考	